

市債権の放棄について（関係分）

神戸市債権の管理に関する条例第16条に基づき債権放棄を行った債権は下記一覧のとおりです。
[令和6年4月～令和7年3月実施分]

	会計区分	債権の名称	法的区分	左の件数(件)	金額(円)	放棄事由 [条例第16条該当号]	所管課 [連絡先]
1	特別	母子父子寡婦福祉資金貸付金	私債権	3	1,633,887	1号	子育て支援課
2	特別	母子父子寡婦福祉資金貸付金	私債権	3	2,033,381	2号	子育て支援課
小計				6	3,667,268		
3	一般	母子家庭小口援護資金貸付金	私債権	1	49,000	1号	子育て支援課
4	一般	母子家庭小口援護資金貸付金	私債権	1	9,000	2号	子育て支援課
小計				2	58,000		
5	一般	放課後児童クラブ利用料	私債権	30	744,750	1号	こども青少年課
6	一般	保母修学資金貸付金	私債権	1	332,000	1号	こども企画課
7	歳計外	健康保険料	私債権	2	19,126	1号	こども企画課
8	歳計外	厚生年金保険料	私債権	3	45,744	1号	こども企画課
合 計				44	4,866,888		

[参考]

○ 各債権の概要

・母子父子寡婦福祉資金貸付金

母子及び父子家庭の児童の就学の促進や、母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の自立を支援するため修学、就学支度、転宅等12種類の貸付を行う。

・母子家庭小口援護資金貸付金（平成15年度末に廃止）

母子家庭に対し、日常生活を維持するための緊急の出費に必要な資金の貸付を行う。

・放課後児童クラブ利用料（平成20年度より開始）

放課後児童クラブ（学童保育）の利用にあたり、保護者から月ごとに徴収。

・保母修学資金貸付金（現：保育士修学資金貸付金）

保育士養成施設で保育士資格取得を目指しており、経済的に支援が必要な学生に修学費用を貸し付ける。

・健康保険料、厚生年金保険料

かつて雇用していた職員の社会保険料の自己負担分。

○神戸市債権の管理に関する条例（抜粋）

（放棄）

第 16 条 市長等は、その他の債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該その他の債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

- （１）当該その他の債権（時効による消滅について、時効の援用を要するものに限る。）につき消滅時効に係る時効期間が満了したとき。
- （２）破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 253 条第 1 項その他の法令の規定により債務者が当該その他の債権につきその責任を免れたとき。